

◎新潟県告示第612号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出が次のとおりあった。

なお、届出に係る指定漁船調書を平成30年5月25日から平成30年6月8日まで縦覧に供する。

平成30年5月25日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

| 加入区 | 発起人氏名 | 発起人住所 | 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合名称 | 縦覧場所 |
|-----|-------|-------------------|--------------------------------|-----------|
| 青海町 | 大巻 信浩 | 新潟県糸魚川市大字市振873番地5 | 青海町漁業協同組合 | 青海町漁業協同組合 |
| | 建部 謙輔 | 新潟県糸魚川市大字市振547番地1 | | |
| | 北村 春樹 | 新潟県糸魚川市大字市振767番地 | | |